

# 北見市特別支援教育の指針

平成25年11月

(令和2年2月改定)

北見市教育委員会

# 北見市特別支援教育の指針

## 目次

はじめに	1
1 指針の趣旨	
2 北見市における小・中学校の特別支援教育の現状と課題	
(1) 現状	
(2) 課題	
<b>第1章 北見市における特別支援教育の基本的な考え方と方向性</b>	<b>3</b>
1 基本的な考え方	
2 特別支援教育の方向性	
<b>第2章 切れ目のない一貫した指導や支援に向けた特別支援教育の推進</b>	<b>4</b>
1 適切な情報提供と早期からの教育相談・支援	
2 北見市教育支援委員会	
3 北見市幼保小三者協議会	
4 北見市特別支援教育連携協議会	
<b>第3章 一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実</b>	<b>5</b>
1 「個別の教育支援計画」の作成・活用、引継ぎの推進	
2 支援員・支援講師・看護師との連携	
3 交流及び共同学習	
4 環境等の整備	
<b>第4章 高い専門性に基づく特別支援教育の推進</b>	<b>6</b>
1 管理職・特別支援コーディネーター、教職員研修の充実	
2 支援員・支援講師・看護師研修の充実	
むすび	7
*用語解説	8・9

## はじめに

### 1 指針の趣旨

この指針は、北見市における特別支援教育を推進するため、特別支援教育に関する基本的な考え方と施策の方向性を示すものです。

### 2 北見市における小・中学校の特別支援教育の現状と課題

#### (1) 現状

##### ① 早期からの相談

障がいのある乳幼児をもつ保護者への早期からの相談や療育については、北見市保健福祉部健康推進課や子ども未来部子ども総合支援センター「きらり」を中心に実施されています。

##### ② 小・中学校における特別支援教育体制

各学校においては、平成19年の学校教育法の一部改正により、校内委員会《\*1》の設置や特別支援教育コーディネーター《\*2》の指名など校内体制の整備が進められ、指導にあたっての具体的な目標や内容などを示す「個別の指導計画」《\*3》に基づき、きめ細かな指導や支援が行われています。

しかし、長期的な視点で、医療、福祉などの関係機関と連携しながら、一貫した適切な支援を行うことを目的として作成する「個別の教育支援計画」《\*4》については、全ての学校で作成していますが、その活用や引継ぎについては、より一層充実させる必要があります。

また、北見市においては、昭和54年度より特殊学級（現特別支援学級：平成19年4月の学校教育法の一部改正による）に介助員の配置をしてきましたが、平成19年度からは特別支援学級に加え、通常学級にも生活の介助や学習活動の支援などを行う特別支援教育支援員《\*5》（以下「支援員」という。）を配置し、児童生徒のニーズに応じた支援が行われています。

さらに、平成28年度からは、介助や支援にとどまらず、学習指導も視野に入れ、教員免許を有する特別支援教育活動支援講師《\*6》（以下「支援講師」という。）を配置するとともに、平成29年度より医療的ケア等が必要な児童生徒のための看護師《\*7》（以下「看護師」という。）を配置し、よりきめ細やかな支援ができる体制整備を進めました。

##### ③ 交流及び共同学習《\*8》

学校では、障がいのある子どもと障がいのない子ども相互のふれあいを大切に、教科等で一緒に学習しています。

#### ④ 対象児童生徒数の推移

各学校においての指導や支援は、特別支援学級や通級指導教室《\*9》のほか、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒へも行っています。

また、特別支援教育に対するニーズの高まりなどを背景として、北見市における特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成25年度243人から令和元年度455人と約2倍、通級指導教室に在籍する児童生徒数は、平成25年度132人から令和元年度221人と約1.7倍に増加しています。

特別支援学級在籍割合についても、平成25年度から令和元年度までに約2倍に増加しており、全体の児童生徒数が減少する中、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加する傾向が続いています。

《北見市の小・中学校特別支援学級在籍者数》

	肢体	知的	自閉・情緒	病虚	難聴	弱視	言語	合計
小	7	46	106	9	2	0	2	172
中	4	22	39	5	0	0	1	71
合計	11	68	145	14	2	0	3	243

《通級指導教室》

障がい	人数
言語	88
その他	44
合計	132

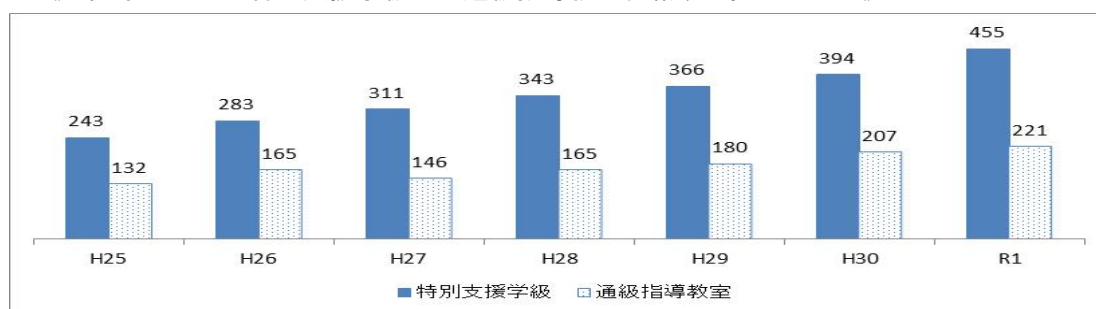
〈平成25年5月1日現在〉

	肢体	知的	自閉・情緒	病虚	難聴	弱視	言語	合計
小	4	97	208	4	5	0	23	341
中	2	29	71	2	1	0	9	114
合計	6	126	279	6	6	0	32	455

障がい	人数
言語	94
発達	127
合計	221

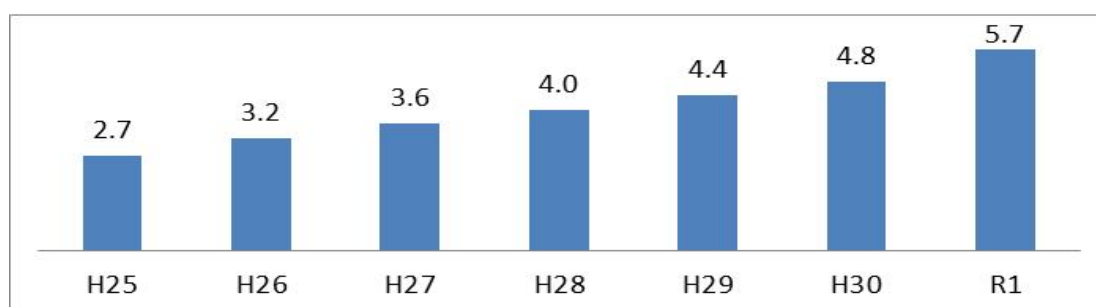
〈令和元年5月1日現在〉

《北見市における特別支援学級及び通級指導教室在籍数の変化（人）》



〈令和元年5月1日現在〉

《北見市における特別支援学級在籍割合の変化（%）》



〈令和元年5月1日現在〉

## (2) 課題

### ① 早期からの相談

障がいのある児童生徒及びその保護者と学校と教育委員会が必要な支援について合意形成を図り就学先を決定するためには、乳幼児を持つ保護者が早期から教育相談・支援が受けられるよう、関係機関の情報を提供する必要があります。

そのため、教育委員会は関係機関の連携を強化し、4歳児から教育相談を行うなど取組を拡大していますが、今後もより一層充実していく必要があります。

### ② 小・中学校における特別支援教育体制

学校は、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、関係機関と連携しながら「個別の教育支援計画」を作成・活用し、各学校間や就労先などへ引継ぎをすることが重要です。

また、支援員、支援講師、看護師が配置されている学校においては、学級担任などと支援員、支援講師、看護師が連携しながら指導や支援の充実を図る必要があります。

### ③ 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、社会を構成する様々な人々と共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ機会であるとともに、自立と社会参加を促す上で大切な機会であることから、一層の充実を図る必要があります。

また、共に学ぶ意義や効果等の理解・啓発を図るほか、居住地校交流《\*10》の促進、学校施設整備の充実に努める必要があります。

### ④ 教職員の専門性の向上

教職員が児童生徒の学習上・生活上の困難に気づき、適切な指導・支援にあたるためには、障がいについての理解を深める研修の充実を図る必要があります。

## 第1章 北見市における特別支援教育の基本的な考え方と方向性

### 1 基本的な考え方

障がいの重度・重複化や多様化を背景に、共生社会《\*11》形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」《\*12》に基づくインクルーシブ教育システム《\*13》の理念が示され、「障害者基本法」《\*14》の一部改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」《\*15》の公布など、法的整備が進み、これにより、学校においても、一人一人の教育的ニーズに対して可能な限り対応し、特別支援教育を着実に推進することや、障がいのある子どもが希望する学びの場で教育を受けるための基礎的環境整備・合理的配慮《\*16》の提供がもためられています。

このため、次の基本的な考え方にに基づき、北見市の特別支援教育を推進していきます。

### 特別支援教育の基本的な考え方

障がいのある全ての子どもたちが、予測困難で変化が激しく多様性が高まる社会《\*17》において、自立して生き抜く力や、個性を尊重し共に支え合う心を持つことができるよう、支援体制を整備し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進します。

## 2 特別支援教育の方向性

「基本的な考え方」に基づき、北見市の特別支援教育を推進します。

### 切れ目のない一貫した指導や支援に向けた特別支援教育の推進

《第2章》

- 1 適切な情報提供と早期からの教育相談・支援の充実
- 2 北見市教育支援委員会業務の充実
- 3 幼保小三者協議会による連携の推進
- 4 北見市特別支援教育連携協議会の取組の充実

### 一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実

《第3章》

- 1 「個別の教育支援計画」の作成・活用、引継ぎの推進
- 2 支援員・支援講師・看護師との連携の充実
- 3 交流及び共同学習の充実
- 4 環境等の整備の推進

### 高い専門性に基づく特別支援教育の推進

《第4章》

- 1 管理職・特別支援教育コーディネーター及び教職員研修の充実
- 2 支援員・支援講師・看護師研修の充実

## 第2章 切れ目のない一貫した指導や支援に向けた特別支援教育の推進

### 1 適切な情報提供と早期からの教育相談・支援の充実

- (1) 教育委員会指導室特別支援教育推進主幹、特別支援教育コーディネーター（平成27年度設置）、学校教育課特別支援教育係（平成29年度設置）が連携し、関係機関や学校との連絡調整を行います。
- (2) 教育委員会や健康推進課、子ども総合支援センター「きらり」が連携を図り、就学前の幼児の保護者に、医療、保健、福祉などの相談・支援機関の情報を適切に提供するよう努めます。

(3) 教育委員会は、就学にあたり、本人・保護者と十分な相談を行い、意見を最大限尊重し、学校とともに教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るなど、早期からの十分な教育相談・支援が行われるように努めます。

## 2 北見市教育支援委員会業務の充実

教育委員会は、北見市教育支援委員会を設置し、障がいのある児童生徒の就学について、専門家や就学相談担当者による調査、検査などを基に、これまでも慎重な審議を行ってきました。

今後も、児童生徒の就学について適切な助言及び指導が十分なされるよう努めます。

## 3 北見市幼保小三者協議会による連携の推進

教育委員会は、北見市幼保小三者協議会を開催し、小学校が幼稚園・保育園・認定こども園と連携し情報を共有することで、小学校入学時より児童一人一人の教育的ニーズに配慮するよう努めます。

また、小1プロブレム《\*18》に陥らないように、小学校入学における段差をできるだけ滑らかにするためのスタートカリキュラム《\*19》やアプローチカリキュラム《\*20》の作成に向けた実践的な研修を推進します。

## 4 北見市特別支援教育連携協議会の取組の充実

教育委員会は、医療、保健、福祉などの関係機関と連携し、特別な支援を要する児童生徒に対する適切な教育的支援を行うため、北見市特別支援教育連携協議会を設置しています。

学校が必要に応じて本協議会の専門家チーム部会や巡回相談部会による適切な助言及び指導を受けられるよう相談の充実に努めます。

また、切れ目のない一貫した指導や支援、自立や社会参加といった視点からの連携協力がより一層図られるよう、幼稚園、義務教育、高等学校、就労など各段階の委員で組織できるよう体制づくりを進めます。

# 第3章 一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実

## 1 「個別の教育支援計画」の作成・活用、引継ぎの推進

(1) 学校は、児童生徒一人一人の障がいの状態などに応じ、きめ細かな指導を行うとともに、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するよう努めます。

(2) 学校は、就学前から卒業後の進学先・就労先との間で、本人・保護者の同意を得て、「個別の教育支援計画」の引継ぎが行われるよう努めます。

## 2 支援員・支援講師・看護師との連携の充実

学校は、学級担任などと支援員・支援講師・看護師の連携・協力が不可欠なことから、情報交換や支援内容について打合せができる体制づくりに努めます。

## 3 交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学習や活動を行い、共に尊重しながら協同して生活していく態度を育成するための教育活動であることから、内容について十分に検討し、教職員相互の共通理解の下、一層の充実に努めます。

また、特別支援学校と、地域（保護者の居住地）の教育委員会や各学校が連携し、障がいのある児童生徒が地域社会の構成員であることをお互いに学び合い、共に尊重しながら協働して生活していく態度を育む居住地校交流を促進します。

## 4 環境等の整備の推進

- (1) 障がいのある児童生徒が地域の学校で学ぶことができるよう、ユニバーサルデザイン《\*21》の学校づくりに努めます。また、計画的にICT機器《\*22》を導入し、障がいの特性に応じた分かりやすい授業づくりを行うなど、ICTの活用による教育の充実に努めます。
- (2) 障がいのある児童生徒の通学利便の向上と保護者の負担軽減を図るため、通学費補助等の支援制度の実施に努めます。

# 第4章 高い専門性に基づく特別支援教育の推進

## 1 管理職・特別支援教育コーディネーター及び教職員研修の充実

- (1) 管理職や特別支援教育コーディネーターを対象に、校内支援体制の構築や関係機関との連携の在り方などに関する研修の充実に努めます。
- (2) 教職員が児童生徒の学習上及び生活上の困難に気付き、教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、特別支援教育に関する理解が深まるよう研修の充実に努めます。

## 2 支援員・支援講師・看護師研修の充実

教育委員会は、北見市特別支援教育連携協議会と連携して、支援員・支援講師・看護師が児童生徒に適切な対応ができるよう、障がいの特性の理解や特別支援教育の基本的な考え方などについての研修の充実に努めます。



## むすび

北見市教育委員会は、平成25年11月に、北見市の特別支援教育に関する考え方や施策の方向性を示すために策定した本指針をもとに、特別支援教育を推進してまいりましたが、令和2年度から全面実施される新学習指導要領と、平成30年3月に策定された北海道教育委員会の「特別支援教育に関する基本方針」に対応し、北見市における特別支援教育をより一層充実させるために、本指針を改定しました。

今後は、新たな指針をもとに、学校と家庭、地域、関係機関等と相互に連携しながら、支援体制を整備し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進していくこととします。

各学校においては、この指針をよりどころに、校内支援体制をより一層充実させるとともに、児童生徒へのきめ細かな指導や支援が実践され、特別支援教育が総合的かつ効果的に推進されることを期待します。

また、この度、指針の改定と併せて「北見市特別支援教育の手引き」も見直しを図りました。引き続き、日常の指導の場面や校内研修などで指導や支援の充実・改善を図るために活用していただきたいと考えております。

なお、この指針や手引きにつきましては、社会状況の変化、国や道の施策の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを図り、本市の特別支援教育のさらなる推進に努めてまいります。

## \*用語解説

### \* 1 校内委員会

校内で特別な支援を必要としている児童生徒の実態把握、指導・支援内容、支援体制などを検討し、児童生徒とその学級担任を校内全体で支援するための中心的役割を果たす委員会。

### \* 2 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校におけるコーディネーター的な役割を担う者。

### \* 3 個別の指導計画

児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画などを踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

### \* 4 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人一人について策定した支援計画。

### \* 5 特別支援教育支援員

小・中学校等において発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対して、学校における日常生活上の介助や学習活動上のサポートなどを行う者。

### \* 6 特別支援教育活動支援講師

小・中学校において特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、学校における日常生活上の介助や学習活動上のサポートなどの他、直接学習指導を行う者。

### \* 7 医療的ケア等が必要な児童生徒のための看護師

小・中学校において、導尿、胃ろうなど看護師による医療行為が必要な児童生徒たちに、必要に応じて適切な医療行為を行うなど、通常の支援の他に健康や安全に配慮した支援を行う者。

### \* 8 交流及び共同学習

障がいのある幼児児童生徒が障がいのない児童生徒と共に活動すること。交流及び共同学習は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものの。

### \* 9 通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのある児童・生徒を対象に、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障がいの特性に応じた特別の指導を行う特別な指導の場。

### \* 10 居住地校交流

特別支援学校に在籍する児童生徒等と、その児童生徒等が居住する地域の小・中学校等に在籍する児童生徒等との交流及び共同学習。

### \* 11 共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。

### \* 12 「障害者の権利に関する条約」

障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障がい者の尊厳、個人の自律及び自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、法の下での平等、身体の自由、アクセシビリティ、家族、教育、労働等様々な分野において、障がい者の権利を保護・促進する規定を設けている。

### \* 13 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

**\* 14 「障害者基本法」**

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的としている。

平成5年12月公布、平成16年6月一部改正、平成23年8月一部改正。

**\* 15 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」**

障害者基本法の基本的な理念に則り、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

平成25年6月に公布、平成28年4月一部を除き施行。

**\* 16 合理的配慮**

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

**\* 17 予測困難で変化が激しく多様性が高まる社会**

平成29年3月に公示された学習指導要領を踏まえた教育を受けた子どもが社会に出て行くこととなる2030年の社会で予測されている、少子高齢化や世界のGDPに占める日本の割合の低下、グローバル化や情報化の急速な進展、技術革新等の影響によりもたらされる大きな変化が予測されている社会。

**\* 18小1 プロブレム**

小学校に入学したばかりの1年生が、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「先生の話の話を聞かない」など学校生活になじめない状態が続くこと。

**\* 19 スタートカリキュラム**

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へ上手くつなげるため、小学校入学後に実施される合科的、関連的プログラム。

**\* 20 アプローチカリキュラム**

就学前の幼児が、円滑に小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム。

**\* 21 ユニバーサルデザイン**

バリアフリーは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、能力の如何、年齢、性別などにかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。

**\* 22 ICT 機器**

「ICT」は、Information and Communication Technology の頭文字をとった言葉で、日本語の意味は「情報通信技術」。一般にパソコン、プロジェクター、デジタルカメラ等の情報機器のことをいう。ICT の活用による教育とは、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法のこと。

※ 義務教育学校においては、本指針に記載の「小・中学校」を「義務教育学校」に、「小学校」を「義務教育学校（前期課程）」にそれぞれ読み替えるものとする。